

「楽々ケアクラウド」
制度改正のリリースについて

2022 年 3 月 23 日

令和 4 年 4 月の制度改正に対応する「楽々ケアクラウド」のリリースは、3 月 23 日（水）のサーバーメンテナンス（20 時～23 時）で行います。

今回の改正内容は、下記の通りです。

1.「処遇改善加算Ⅳ」と「処遇改善加算Ⅴ」の廃止
2.予防訪問看護（サービスコード 63）・予防訪問リハビリ（サービスコード 64）・予防通所リハビリ（サービスコード 66）の「12 月超減算」の新設

上記 1 の「処遇改善加算Ⅳ」と「処遇改善加算Ⅴ」に関しては、**サーバーメンテナンスの終了後に「楽々ケアクラウド」での設定が必要です。**
次ページの手順に沿って、設定をお願い致します。

上記 2 の「12 月超減算」は、3 月 23 日（水）のサーバーメンテナンスの終了後に、入力が可能です。
それまでは、「利用票」「提供票」画面で入力できません。今しばらくお待ちください。

手順

＜１.基本情報の設定＞

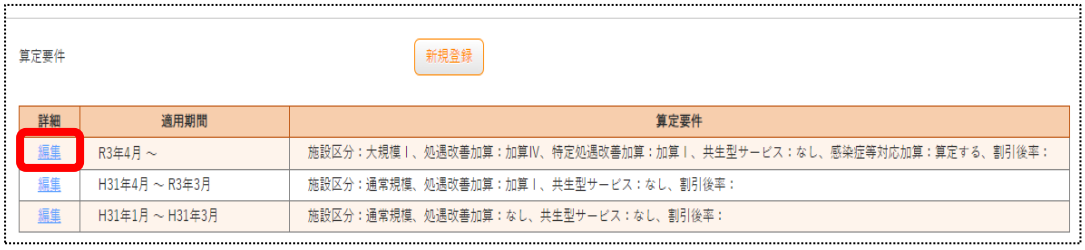
１.自社情報および他社情報の設定

「処遇改善加算Ⅳ」または「処遇改善加算Ⅴ」を算定している場合は、「算定要件」を修正します。

①[基本情報]タブの[自社情報]タブまたは[他社情報]タブをクリックします。
②[自社情報]の場合は、[事業所情報]タブをクリックします。
[他社情報]の場合は、該当事業所を検索し、[編集]をクリックします。
内容が表示されましたら、下記「手順④」へ進みます。



③自社事業所が複数ある場合は、該当事業所・サービスの[台帳]欄の[編集]をクリックします。
④[算定要件]欄の最新の適用期間開始が入力されている行の[編集]をクリックします。



⑤[適用終了年月]に、「令和 4 年 3 月（西暦 2022 年 3 月）」と入力し、[保存]ボタンをクリックします。



⑥画面上に「正常に保存されました」と表示されましたら、[算定要件]欄の[新規登録]ボタンをクリックします。



⑦[適用開始年月]に、「令和 4 年 4 月（西暦 2022 年 4 月）」と入力し、[決定]ボタンをクリックします。



⑧令和 4 年 4 月からの算定要件を入力し、[保存]ボタンをクリックします。



⑨以上で、基本情報の登録は終了です。

続いて、「利用票」「提供票」の入力・修正を行いますので、次ページに進みます。

手順

＜2.「利用票」「提供票」の修正＞

「処遇改善加算Ⅳ」「処遇改善加算Ⅴ」を算定している事業所がある場合（自社・他社ともに）で、下記の要件に当てはまる場合は、**「利用票」「提供票」画面で、「処遇改善加算Ⅳ」および「処遇改善加算Ⅴ」が算定されます。**

下記手順に沿って、修正および確認を行って下さい。

（要件）

①既に、サービス提供月 4 月以降分を作成済み

②サービス提供月　4 月分を、「利用票」「提供票」画面で「前回複写」で作成する

③サービス提供月　4 月分を、「利用票一括作成」「提供票一括作成」で作成する

①「利用票」または「提供票」画面で、「サービス提供月」 4 月で該当利用者を開きます。

②既に「処遇改善加算Ⅳ」「処遇改善加算Ⅴ」を算定している事業所のサービスが入力済みの場合は、該当サービス内容をクリックします。

まだ、「利用票」「提供票」が未作成の場合は「前回複写」で作成し、「処遇改善加算Ⅳ」「処遇改善加算Ⅴ」を算定している事業所の該当サービス内容をクリックします。



③「サービス選択」画面が開きます。[処遇改善加算]の内容を確認し（算定したい内容と異なる場合は修正し）、「決定」ボタンをクリックします。



④「処遇改善加算Ⅳ」または「処遇改善加算Ⅴ」を算定している事業所が複数ある場合は、全ての事業所で、前ページ手順②～③を行います。

【参考】

「処遇改善加算Ⅳ」または「処遇改善加算Ⅴ」を算定している事業所のサービスが複数行ある場合は、いずれか 1 つの行で前ページ②～③を行って頂くと、全ての行に展開されます。

⑤[保存]ボタンをクリックします。

⑥「正常に保存されました」のメッセージが表示されましたら、「別表」タブをクリックします。



⑦処遇改善加算が変更されているのを確認します。

以上で、設定は終了です。